

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年11月24日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長 石橋 洋信

## 1 調達内容

- (1) 契約名 令和4年度 関東地方整備局管内衛星画像取得業務  
(電子入札対象案件)
- (2) 契約内容 別紙 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月28日まで
- (4) 履行場所 別紙 仕様書による
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出・入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（再審査を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港官第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

いこと。

### 3 入札説明書の交付場所、交付期間及び交付方法、また契約条項を示す場所及び問い合わせ先

#### (1) 場 所

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 関東地方整備局  
総務部 経理調達課 調達係 小川 又は 手塚  
電話 045-211-7413

#### (2) 電子調達システムのアドレス及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>  
3(1)の問い合わせ先と同じ

#### (3) 交付期間及び方法

令和4年11月24日から令和4年12月8日まで  
(競争参加資格の証明等についても令和4年12月8日までに提出)  
3(1)の場所において配付

#### (4) 電子調達システムによる入札書の受領期限

令和4年12月23日 16時00分

#### (5) 紙入札方式による入札書の受領期限

令和4年12月23日 16時00分

#### (6) 開札の日時及び場所

令和4年12月26日 11時10分  
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 15階  
関東地方整備局 総務部経理調達課 入札室

### 4 その他

#### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

#### (4) 契約書作成の要否 要

#### (5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合、予決令第86条の調査を行うものとする。

#### (6) 詳細は入札説明書による。